

警戒ステージの状況と対応の考え方

ステージ	状 況	対応の考え方	(参考) 国の分科会ステージ
1	<p>感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階</p>	<p>感染状況などを踏まえて、感染予防の徹底などについて注意喚起（感染状況に応じて、振興局による注意喚起）</p>	I
2	<p>感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 3密環境などリスクの高い場所で集団感染が度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある状況。</p>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>個々の行動変容に対する協力を要請</p> <p>感染状況を踏まえたより強い行動変容に対する協力を要請</p>	II
3	<p>感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ステージ2と比べて集団感染が広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。</p>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請</p>	III
4	<p>爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 病院間集団感染の連鎖などの大規模かつ深刻な集団感染の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。</p>	<p>特措法第24条第9項及び第45条に基づく要請</p> <p>国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請</p>	IV